# 垂水市農業委員会会議録

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、第21回垂水市農業 委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日 時 令和2年2月25日(火) 午前9時30分~午前10時33分

場 所 第一会議室

## 出席者

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	重吉伸哉	6	森 千秋
2	中間信二	7	村山繁稔
3	大迫 和昭	8	永 吉 浩 幸
4	下瀬 秀	9	小畑 良之
5	瀬 角 初 美	10	葛 迫 巧

### 出席した事務局職員

局 長 楠木雅己

農地係長 美坂康人

主任主事 下茂尚太

主 事 浦 元 駿

## 付 議 事 件

- (1) 農地法第3条許可申請について
- (2) 農地法第5条許可申請について
- (3) 農用地利用集積計画の決定について
- (4) 農地所有適格法人の要件確認について

# 議事

議長	あいさつ
係長	諸般報告
議長	ただいまから、第21回総会を開催いたします。 出席委員は10名中10名で、定足数に達しておりますので、総会 は成立しております。 議事録署名委員は、7番村山委員、8番永吉委員にお願いいたし ます。 それでは、議案第1号農地法第3条許可申請について上程いたし ます。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第3条許可申請についてご説明申し上げます。 議案書は2ページになります。合わせて別紙の申請地を示した地 図1ページからページを御覧下さい。 今月の許可申請は2件でございます。 1番の譲渡人は、○○の○○○○さん、譲受人は、○○市の○○○ ○○さんで親戚間の受贈となります。 2番の譲渡人は、○○市の○○○○さん、譲受人は、○○の○○○○さんで本人の希望によります経営拡大のための所有権移転となります。 申請書の記載内容によれば労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しております。また申請地取得後には農業委員会が定める別段の下限面積を満たし、全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われることから、許可要件のすべて満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
2番委員	<ul><li>1番の譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</li></ul>

	<u> </u>	
8番委員	2番の譲渡人は、○○市の○○○○さん、譲受人は、○○の○○ ○○さんで本人の希望によります経営拡大のための所有権移転と いうことで何ら問題はありません。	
議長	ありがとうございます。 ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これ について何かご質問はありませんか。	
議場	なし。	
議長	質問がございませんので、議案第1号は原案のとおり決定してよ ろしいですか。	
議場	はい。	
議長	議案第1号は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第2号農地法第5条許可申請について上程いたします。 事務局の説明をお願い致します。	
事務局	議案第2号の議案書4ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図5ページをご覧ください。 受付番号1番について御説明致します。受付番号1番申請人〇〇〇様、申請地は〇〇字〇〇番〇〇、面積は合計607㎡となっております。一般住宅を建築する計画です。 以上です。	
議長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。	
7番委員	2月14日、私と永吉委員、事務局2名の4名で現地調査を行いました。 申請地は、北と東と南は宅地、西は道をはさんで畑に囲まれています。申請地に一般住宅を建築したいとのことです。 汚水、生活排水は、合併浄化槽で処理をするということで、被害防除計画のとおりに行いますとのことでした。近隣の宅地や農地に影響を及ぼすこともないため、何ら問題はありません。 以上です。	
議長	ありがとうございます。 次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から説明をお願いします。	
事務局	申請地は市役所から南東へ約2km に位置し、西側の農地からの 広がりが10ha 以上であることから、農地区分は第1種農地に該当	

	すると判断します。 代替地検討を行ったものの、他に適当な土地はなかったとのこと です。
	資金面は自己資金で賄う計画で、金融機関の発行した残高証明書 が付されております。
	汚水及び生活雑排水は合併浄化槽にて処理するとのことでした。 つきましては、申請地の東側と南側と北側が集落に近接している ことから第 1 種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当す
	ることから許可相当で意見を述べようとするものです。 以上で説明を終わります。
議長	ただ今、担当委員ならびに事務局より説明がありましたが、これ について何かご異議はありませんか。
議場	なし。
議長	異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第3号農用地利用集積計画の決定について上程いたし
	ます。 事務局の説明をお願い致します。
事務局	議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。 5ページをお開きください。 今月は、新規8筆、再契約4筆の合計12筆の利用権設定があり、 田が4,584㎡、畑は7,713㎡、合計12,297㎡になります。 それでは1番からご説明いたします。 1番と2番は、再契約、〇〇〇〇さんで10年間の賃貸借です。 3番から7番は、新規、〇〇〇〇さんで5年間の賃貸借です。 8番から10番は、新規、〇〇〇〇さんで5年間の賃貸借です。 11番、12番は再契約、〇〇〇〇さんで10年間の賃貸借です。 以上、これらの内容は農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の 要件を満たしております。以上です。
議長	次に担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
1番委員	1番と2番は、○○○○さんで10年間の再契約ということで何ら問題ありません。
3番委員	3番から7番の借人の○○○○さんは、3番の○○○○さん4から7番の○○○○さん貸人からの要望であり、問題ありません。
8番委員	8番から 10番の借人の○○○○さんは新規の規模拡大というこ
8番委員	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

	)		
	とで問題ありません。		
10 番委員	11番、12番は○○○○さんで再契約ということで問題ありません。		
議長	ありがとうございます。 ただ今、担当委員ならびに事務局から説明がありましたが、これ について何かご質問はありませんか。		
議場	なし。		
議長	異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。		
議長	次に、議案第4号農地所有適格法人の要件確認について上程いた します。 事務局の説明をお願い致します。		
事務局	議案第4号 農地所有適格法人の要件確認についてご説明します。7ページをお開きください。今月、〇〇〇より農地所有適格法人の届出がありました。〇〇〇は、〇〇で蕨、葛の製造販売をしております〇〇〇さんの農業部門でございます。農林水産省経営局からの「農業委員会の適正な事務実施について」に基づく、農地法第3条及び第6条の事務の適正化についての指導により、農地所有適格法人の要件確認について総会に諮る必要があるため提案をいたしました。農地所有適格法人の要件としましては、法人形態要件、構成員要件、事業要件、業務執行役員要件の4つに適合しなければなりません。法人形態要件としては、株式会社、合名会社、合同会社、農事組合法人でなければなりませんが、当該法人はこの条件を満たしております。次に構成員要件ですが、構成員は農地の権利提供者、常時従事者などでなければならないとされており、当該法人はこの条件を満たしております。次に事業要件は、主たる事業が農業とその関連事業であることとされており、当該法人はこの条件を満たしております。次に業務執行役員は、役員のうち半数以上が農業に常時従事し、さらにそのうち1人以上が農作業に従事すること、とされており条件を満たしております。以上全て、要件を満たしていることを報告いたします。		

議長	ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて何かご 意見ご質問はありませんか。
議場	なし。
議長	異議がございませんので、議案第4号は事務局の報告のとおり確認することに決定してよろしいですか。 以上をもちまして、第21回総会を終了します。 垂水市農業委員会 会長葛迫巧 署名委員村山繁稔 署名委員 村山 繁稔